

(参考) 【特定地域医療提供機関 (B水準)】 適用対象医師要件

※以下の (例) のうちチェック欄が○になるような医師が、B水準の適用対象となる医師です。

(例)

No.	①特例水準指定に係る業務に従事するための時間外・休日労働時間/年	②その他の業務に従事するための時間外・休日労働時間/年	③合計	チェック
1	1,400 時間	0 時間	1,400 時間	○
2	1,200 時間	300 時間	1,500 時間	○ } 特例業務に携わらなければならないために960時間を超えるのでOK
3	250 時間	900 時間	1,150 時間	
4	1,950 時間	0 時間	1,950 時間	× ③合計が1,860時間を超えてはいけない
5	1,200 時間	700 時間	1,900 時間	× ③合計が1,860時間を超えてはいけない
6	600 時間	980 時間	1,580 時間	× ②が960時間を超えてはいけない

例えば、B水準指定に係る業務の内容が「救急医療」の場合は、救急当番に入るための時間外・休日労働時間

例えば、所属する内科の業務での時間外・休日労働時間

(参考) 【連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）】適用対象医師要件

※以下の（例）のうちチェック欄が○になるような医師が、連携B水準の適用対象となる医師です。

(例)

No.	①特例水準指定に係る業務に従事するための時間外・休日労働時間／年		②その他の業務に従事するための時間外・休日労働時間／年		③合計		チェック
1	900	時間	80	時間	980	時間	○
2	900	時間	900	時間	1,800	時間	○
3	250	時間	900	時間	1,150	時間	○
4	1,200	時間	80	時間	1,280	時間	×
5	600	時間	980	時間	1,580	時間	×
6	950	時間	950	時間	1,900	時間	×

○ } 他院への派遣があることにより960時間を超えるのでOK

×

①が960時間を超えてはいけない

×

②が960時間を超えてはいけない

×

③合計が1,860時間を超えてはいけない

派遣先での時間外・休日労働時間

主たる勤務先での時間外・休日労働時間

(参考) 【技能向上集中研修機関 (C-1水準)】 適用対象医師要件

※以下の(例)のうちチェック欄が○になるような医師が、C-1水準の適用対象となる医師です。

(例)

No.	①特例水準指定に係る業務に従事するための時間外・休日労働時間/年		②その他の業務に従事するための時間外・休日労働時間/年		③合計		チェック
1	1,200	時間	0	時間	1,200	時間	○ ①の割合が50%以上であればOK
2	1,200	時間	300	時間	1,500	時間	○ ①の割合が50%以上であればOK
3	500	時間	480	時間	980	時間	○ ①の割合が50%以上であればOK
4	1,950	時間	0	時間	1,950	時間	× ③合計が1,860時間を超えてはいけない
5	1,200	時間	700	時間	1,900	時間	× ③合計が1,860時間を超えてはいけない
6	600	時間	980	時間	1,580	時間	× ①の割合が50%以上でなければならない

C-1水準指定に係る業務(初期臨床研修又は専門研修)における時間外・休日労働時間

例えば、救急当番に入るための時間外・休日労働時間

〈注意〉

初期臨床研修医は「②その他の業務に従事するための時間外・休日労働時間」、つまり研修プログラム外の時間外・休日労働が発生することはありません。

※医師法上、「臨床研修を受けている医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めなければならない。」と規定されているため。